

国東市大分県民スポーツ大会総合型地域スポーツクラブ制度登録費補助 金交付要綱

(目的)

第1条 本市のスポーツの振興を図るため、大分県民スポーツ大会の公式種目に総合型地域スポーツクラブ登録制度を利用して、本市代表選手として出場する場合の登録料に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、国東市補助金交付規則(平成18年国東市規則第62号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金の対象)

第2条 補助金の交付対象となるものは、総合型地域スポーツクラブ登録制度を利用する国東市スポーツ協会に加盟する競技部又は協会・連盟(以下「申請団体」という。)とする。

2 補助金の対象となる経費は、大分県民スポーツ大会の公式種目に本市代表選手として出場登録する登録料とし、エントリー数を限度とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条第2項に規定する登録料の2分の1とする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする申請団体は、国東市大分県民スポーツ大会総合型地域スポーツクラブ制度登録費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに国東市大分県民スポーツ大会総合型地域スポーツクラブ制度登録費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けたものは、事業完了後遅滞なく、国東市大分県民スポーツ大会総合型地域スポーツクラブ制度登録費補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第7条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、国東市大分県民スポーツ大会総合型地域スポーツクラブ制度登録費補助金額の確定通知書(様式第4号)により申請団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の通知後、国東市大分県民スポーツ大会総合型地域スポーツクラブ制度登録費補助金交付請求書(様式第5号)の請求に基づき、補助金を交付する

ものとする。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行する。